2021 年度

筑紫小学校ＰＴＡ総会議案書

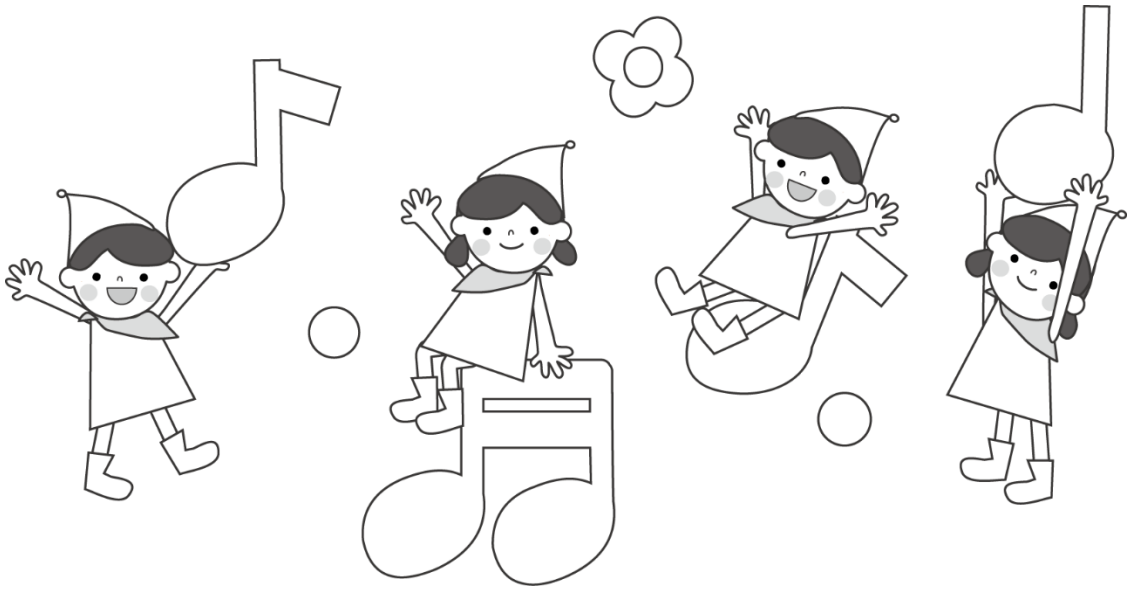

筑紫野市立筑紫小学校ＰＴＡ

議　　案

第１号議案　2020 年度　学校行事及び PTA 活動報告

第２号議案　2020 年度　PTA 会計決算報告

① 一般会計

② 特別会計

③ 会計監査報告

第３号議案　筑紫小学校 PTA 組織の変更と PTA 規約および規則の改正

第４号議案　2021 年度　役員の選出

第５号議案　2021 年度　学校行事及び PTA 活動計画(案)

第６号議案　2021 年度　PTA 会計予算(案)

第７号議案　筑紫小学校 PTA 独自のメール配信システムの利用及び
ホームページ作成

2020年度　学校行事及びPTA活動報告

	学校	本部	地区
4月	コロナのため休校 入学式 教科書配布	本部会議4/3	委員会
5月	２５日～午前中登校 おやじの会草刈り		委員会
6月	通常登校開始	本部会議	
7月		本部会議 総会資料準備・配布	
8月	前期前半終了 個人懇談 前期後半開始	本部会議 草刈・草取り作業 広報車	
9月		本部会議	
10月	前期終業式 後期始業式	本部会議 広報車	委員会
11月	修学旅行（6年） 参観	本部会議	
12月	お弁当の日 参観 後期前半終了	本部会議 筑紫野市PTA女子副会長会	
1月	後期後半開始		委員会
2月			
3月	修了式（6年） 卒業式（6年） 終了式（1～5年）	本部会議	

☆　　今年度は地区委員会以外の活動はすべて休止しています。

令和2年度（2020年度）筑紫小学校PTA　決算書

自.令和2年4月1日　至.令和3年03月31日　　筑紫小学校PTA

1　収入の部　　（単位:円）

科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高
1. 前年度繰越金		497,983	497,983	0
2. 当初運営資金		1,000,000	1,000,000	0
3. 会費		1,152,000	1,348,880	196,880
4. 保険代		102,400	106,300	3,900
5. その他	筑紫野市立学校PTA運営費還付金・貯金利息	10,000	36,621	26,621
当期収入合計		2,762,383	2,989,784	227,401

2　支出の部　　（単位:円）

科目	摘要	予算金額	決算金額	差引残高
1. 運営費		390,000	180,982	-209,018
会議費	会議用部屋代	20,000	200	-19,800
事務費	コピー用紙・コピー機使用料	80,000	16,330	-63,670
渉外費		40,000	0	-40,000
負担金	筑紫小学校PTA連合会負担金	150,000	112,452	-37,548
旅費		10,000	0	-10,000
慶弔費	冠婚葬祭費	50,000	7,000	-43,000
通信費	電話代	40,000	45,000	5,000
2. 委員会活動費		236,000	35,558	-200,442
全体活動費	愛校作業・その他	230,000	17,558	-212,442
環境整備	小学校玄関花代	0	18,000	18,000
ボランティア活動補助		6,000	0	-6,000
3. 地区委員会活動費	横断旗	50,000	7,920	-42,080
4. 支払保険料	PTA保険料	110,000	95,840	-14,160
5. 事業費		350,000	350,000	0
新型コロナウィルス対策費	児童靴箱下すのこ	350,000	350,000	0
6. 援助費		500,000	326,236	-173,764
入学祝	新入生お祝い品	100,000	54,736	-45,264
学業奨励費	クラブ・児童活動補助	200,000	100,000	-100,000
卒業記念品費	卒業記念品・教室用花籠代	200,000	171,500	-28,500
7. 次年度総会準備費	総会資料作成費等	15,000	12,483	-2,517
8. 周年行事積立金	特別会計へ	100,000	100,000	0
9. 次年度当初運営資金		1,000,000	1,000,000	0
10. 予備費		11,383	0	-11,383
当期支出合計		2,762,383	2,109,019	-653,364

総収入額	2,989,784
総支出額	2,109,019
差引残額	880,765

2020年4月5日　　上記の通り報告します。

筑紫小学校　PTA会長　鳥谷　昇司
会　　計　古賀　貴子

監査報告　筑紫小学校において監査を実施した結果、現金・預金・出納簿・領収書など、適正に処理されていたことをここに報告します。

2020年4月5日

会計監査　安西利範
会計監査　藤崎百合

2020年年度特別会計決算報告書

1　収入の部　　（単位　円）

	収入額	
繰越金	1,087,356	前年度繰越金
貯金利息	2	
次年度当初運営資金	1,000,000	一般会計より
	2,087,358	

2　支出の部　　（単位　円）

	支出額	
次年度準備金	1,000,000	一般会計へ

総収入額	2,087,358
総支出額	1,000,000
差引残額	1,087,358

2020年度震災支援決算報告書

1　収入の部　　（単位　円）

	収入額	
繰越金	529	前年度繰越金
	529	

2　支出の部　　（単位　円）

	支出額	
	0	

総収入額	529
総支出額	0
差引残額	529

2020年度周年行事積立決算報告書

1　収入の部　　（単位　円）

	収入額	
繰越金	500,034	
周年行事積立金	100,000	2020年度積立金
貯金利息	5	8.17　2.22
	600,039	

総収入額	100,005
総支出額	0
差引残額	600,039

上記のとおり報告いたします。

2021/4/5

筑紫小学校PTA　　会　長　　鳥谷　昇司

特別会計　　佐々木　創一朗

会計監査報告

2021年4月5日、筑紫小学校において監査した結果、現金出納帳・領収書など適正に処理されていたことをここに報告いたします。

2021/4/5

会計監査　　安西利範

会計監査　　藤崎百合

	現行規約	新規約
第４章　会員 （会員の構成） 第６条	この会は、次の会員で構成する。 （１） 筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準じる者。 （２） 筑紫小学校に勤務する教職員。 （３）この会の目的に賛同する者で運営委員会が特に認めた者。	この会の会員になることが出来るものは、次に掲げるもののうち、所定の入会申込書を提出したものとする。 （１）筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずるもの （２）筑紫小学校に勤務する教職員 （３）この会の目的に賛同するもので役員会が特に認めたものとする。 ２　この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。但し上記の資格を喪失することによる退会はこの限りではない。
（会員の義務と権利） 第７条	会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。 （１）会員は総会で定められた会費を納入しなければならない。 （２） 会員はＰＴＡ活動に参加する権利を有する。 （３）会員はＰＴＡ活動に積極的に参加するよう努めなければならない。	会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。 （１）会員は総会で定められた会費を納めるものとする。 （２）会員はＰＴＡ活動に参加できる時に参加することが出来る。 （３）削除
第６章　役員・顧問・会計監査員 （役員） 第１２条	この会の運営のため、次の役員を置く。 （１）会　長　１名 （２）副会長　４名 （３）書　記　２名（保護者、教職員各１名） （４）会　計　２名	この会の運営のため、次の役員を置く。 （１）会　長　１名 （２）副会長　５名以上 （３）書　記　２名（保護者、教職員各１名） （４）会　計　１名
（役員の選任） 第１５条	役員は別に定める選考委員会において候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。 ２　前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については運営委員会で選任するものとする。 この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。	役員は会員からの立候補並びに推薦に基づき、本部役員が次年度の候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。 ２　前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については本部役員会で選任するものとする。 この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。
第７章　機関及び会議 （機関） 第１８条	この会に次の機関を置く。 （１）総会 （２）役員会 （３）運営委員会 （４）常置委員会 （５）特別委員会	この会に次の機関を置く。 （１）総会 （２）役員会 （３）特別委員会 （３）（４）は削除、（５）を（３）に変更
（役員会） 第２０条	役員会は必要に応じ開催し、運営委員会に付議する事項をあらかじめ審議する。 ２　役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。	役員会は役員によって構成され、第３条の目的達成のため、本会の運営、および次の任務を持つ。 役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。 ２　役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。

	現行規約	新規約
（運営委員会） 第２１条	運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、次の事項について協議する。 （１） 総会において承認された事項の審議。 （２）規則の制定または改正に関すること。 （３）事業の計画及び実施並びに予算の補正に関すること。 ２　運営委員会は次の委員をもって構成する。 （１） 役員 （２）地区委員長 （３）広報委員長 （４）成人教育図書委員長 （５）環境整備委員長 （６）保健体育給食委員長 （７）学年学級委員長 （８） 各常置委員会担当教職員 ３　運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の２分の１以上の開催要請があったときに開催する。 ４　運営委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。 ５　運営委員会の決議は、出席者の過半数で決議する。	削除
（常置委員会） 第２２条	この会に次の常置委員会を設置し、委員長と副委員長を置き、次の活動を行う。 （１）広報委員会 （ア）　この会の活動状況を会員及び校区等に知らせる。 （イ）　広報誌の発行を通して、会員の意識向上に努める。 （２）成人教育図書委員会 （ア）　会員の教養を高めるため、講演会、研修会等の企画立案及び実施にあたる。 （イ）　会員図書の整備及び管理に努める。 （ウ）　児童図書の整備に協力する。 （３）環境整備委員会 （ア）　学校の環境整備について協力する。 （４）保健体育給食委員会 （ア）　児童の保健・体育・給食の充実のために協力する。 （イ）　家庭生活における保健衛生・健康増進の向上に努める。 （５）学年学級委員会 （ア）学年集会・学級集会の活動の振興に努める。 （イ）各学年学級の連絡調整を図る。 ２　地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童の校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本PTAとはその目的を一にし、連携を必要とされるため、本PTAの運営委員会内に地区委員長を配置し、各地区委員会との連携を図るものとする。	削除

	現行規約	新規約
（地区委員会）		新規追加 第２１条　地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童との校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本PTAとはその目的をーにし、連携を必要とされるため、本部役員と連携を図るものとする。
	（特別委員会） 第２３条　この会に特別委員会を設けることができる。	（特別委員会） 第２２条　この会に特別委員会を設けることができる。
	（規則） 第２４条　この会の運営の細目は規則で定める。	（規則） 第２３条　この会の運営の細目は規則で定める。
	(個人情報の取扱い) 第２５条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。	(個人情報の取扱い) 第２４条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

現行規則	新規則
筑紫小学校ＰＴＡの運営の細目としてこの規則を制定する。	筑紫小学校ＰＴＡの運営の細目としてこの規則を制定する。
（選考委員会） 第１条　この会に選考委員会を設置する。 （１）選考委員の委員は、各委員会1名（計5名）、教職員代表２名をもって構成する。 （２）選考委員は、運営委員会において選任・承認され、その任期は新役員が承認・確定されるまでとする。 （３）選考委員会の活動費（会議費、通信費）として、35,000円を支給する。	削除
（事業実施実行委員会） 第２条　各種事業に対して会長が必要と認めたときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。	（事業実施実行委員会） 第１条　　各種事業に対して会長が必要と認めたときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。
（特別委員会） 第３条　前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。	（特別委員会） 第２条　前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。
（慶弔等） 第４条　この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表１に定める給付を行う。 ２　　別表１の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。	（慶弔等） 第３条　この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表１に定める給付を行う。 ２　　別表１の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。
（児童図書の充実） 第５条　この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。	（児童図書の充実） 第４条　この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。
（旅費） 第６条　この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。 （１）旅費の支給基準は、別表２に定めるとおりとする。	（旅費） 第５条　この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。 （１）旅費の支給基準は、別表２に定めるとおりとする。
（通信費） 第７条 この会の活動のために、通信費を支給する。 （１）通信費の支給基準は、別表３に定めるとおりとする。	（通信費） 第６条　この会の活動のために、通信費を支給する。 （１）通信費の支給基準は、別表３に定めるとおりとする。

2021年度　役　員　名　簿（案）

役　　職	氏名	児童クラス
会　　長	鳥谷　昇司	４　－　３
副　会　長	倉橋　佑里子	４　－　２
副　会　長	古賀　貴子	６　－　１
副　会　長	佐々木 創一朗	４　－　１
副　会　長	前田　麻紀	２　－　４
副　会　長	山﨑　絵美	６　－　２
副　会　長	山下　太郎	３　－　２
会　　計	田河内　美智	４　　２
書　　記	奈良田　明子	２　　１
書　　記	杉本　克如	
校　　長	森田　真一	
教　　頭	樋口　淳子	
教　　頭	宮崎　智弘	

2021年度　学校行事及び本部活動計画（案）

月	日	曜	学校行事	日	曜	本部
	7	水	離赴任式・始業式			PTA会計監査
	13	火	入学式			総会資料配布・書面決議
4	19	月	家庭訪問～20(火)＊担任が家の確認			
	21	水	個人懇談～23(金)			
	26	月	個人懇談予備日			
	25	火	体育会(1年・2年)	22	土	草刈り＆花壇整備
5	26	水	体育会(3年・4年)			体育会手伝い
	28	金	体育会(5年・6年)			花植え
6	14	月	プール開き			
	20	火	前期前半終了日(給食あり)	20	火	広報車
7	21	水	夏休み～8/24(月)			フットベース大会実行委員会
	27	火	個人懇談～29(木)＊希望者のみ			
	6	金	全校出校日	25	水	広報車
8	25	水	前期後半開始日(給食なし)			フットベース大会説明会
	31	火	参観・懇談			
9	30	木	参観・懇談			
	6	水	前期終業式(給食なし)	6	水	広報車
	7	木	秋休み～11(月)			愛校作業＆花壇整備
10	12	火	後期始業式(給食なし)			花植え
	27	水	筑山中ブロック研究発表会			
	29	金	遠足・お弁当の日			
11	20	土	表現集会・お弁当の日	13	土	フットベースボール大会
	22	月	表現集会振替休日			
	1	水	自然教室(5年)～2(木)	24	金	広報車
12	15	水	修学旅行(6年)～16(木)			
	24	金	後期前半終了日(給食なし)			
	25	土	冬休み～1/10(月)			
1	11	火	後期後半開始(給食なし)			
2	22	火	児童会選挙			入学説明会
3	2	水	お別れ集会			新旧顔合わせ
	24	木	修了式(1～5年)			次年度資料作成・引継ぎ

＊　日程が入っていないものは関係各所と協議中です。決定次第連絡いたします。
＊　必要に応じて本部役員会を開催します。
＊　その他筑紫野市やPTA連合会の研修会があります。
＊　新型コロナウイルスの感染状況によっては中止することがあります。

2021年度　筑紫小学校PTA　予算書（案）

１　収入の部

	予算金額		
1．前年度繰越金	880,765		
2．当初運営資金	1,000,000		
3．会費	1,680,000	200円×12月×P会員数（700）	
4．保険代	112,000	160円×P会員数（700）	
5．その他	10,000	寄付、利息等	
合計	3,682,765		

２　支出の部

	予算金額		賛成○反対×
1．運営費	460,000		
会議費	10,000	会議用部屋賃料他	
事務費	50,000	プリント用紙、文房具	
IT利用料	100,000	マ・メール、HP利用料	
渉外費	40,000	研修会費用他	
負担金	150,000	市・区・県・九州ブロックＰＴＡ負担金	
旅費	10,000	諸活動交通費	
慶弔費	50,000	冠婚葬祭費	
通信費	50,000	役員電話代	
2．PTA活動費	726,000		
全体活動費	400,000	PTA行事費	
花植え	300,000	玄関花・花壇花代	
地区委員会活動補助	20,000	横断旗・キャップ他地区活動費	
ボランティア活動補助	6,000	朝読ボランティア補助	
3．支払保険料	112,000	PTA保険料 160円×P会員数（700）	
4．事業費	400,000		
新型コロナウイルス対策費	350,000	消毒用アルコール等衛生管理費用	
フットベースボール大会	50,000		
5．援助費	800,000		
入学祝	100,000	新入生入学祝	
学業奨励費	200,000	クラブ・児童活動補助	
学校図書充実・整備費用	300,000	図書室本購入費用	
卒業記念品	200,000	卒業生記念品・教室飾り花代	
6．次年度総会準備費	15,000		
7．周年行事積立金	100,000		
8．次年度当初運営資金	1,000,000		
9．予備費	69,765		
合計	3,682,765		

- 今年度の会費は、新型コロナウイルスの影響でPTAの活動が制限されることが予想されるため、例年の半分の金額にしています。
- 収入の部について…会員数の数が概算です。会員数が減れば会費が減り、活動も制限されますが、できる限りの活動を行います。
- 支出の部について…項目ごとに賛成or反対の意思表示をしていただけるようにしています。納得いただけるものについて○を納得いただけないものは×を記入してください。
- 皆さんの決議を参考に予算書を作成しなおして後日予算を配布させていただきます。

第７号議案　筑紫小学校 PTA 独自のメール配信システムの利用及びホームページ作成

1. メール配信サービス「マ・メール」の利用について PTA の連絡について

「マ・メール」というメール配信サービスを利用していきます。

仕事をしていても PTA の活動ができるようにできるだけ本部役員の活動の負担軽減をしたいと思います。

会員の皆様についても、プリント配布での連絡について、保護者へ届く時間やお子さんから受け取っているのか、また、参加されるかどうかの確認にも時間がかかるというデメリットの解消を目的としています。

メールサービスの利用ができない等の方については申し出ていただきましたら、従来通りプリントでの配布をいたします。但し、メールよりも情報が遅くなってしまうことをご了承ください。

「マ・メール」の利用について年間 36,000 円（／1,000 人まで）の利用料がかかりますが、メールサービスの利用をすることにより、プリント印刷の手間を省き、迅速な情報の発信や回答の集計のための手間をかけないようにします。

2. 筑紫小学校 PTA のホームページを作成します。

筑紫小学校 PTA 独自のホームページを作成し、現在「Facebook」や「Instagram」で発信している PTA 活動の様子をホームページで発信したり、PTA 活動のお知らせなどを一括して配信していきます。

今までプリントで配布していた資料についてもホームページ上でＰＤＦ形式であげ、保護者の方が自分で印刷をしたり、そのままスマホやパソコンで見ることができるようにします。大量の用紙を印刷・配布していた総会の資料などもＰＤＦで配信をすることで用紙代の削減と印刷や製本をする本部役員の労力を減らします。

ホームページの作成については「Jimdo」というホームページ作成サービスを利用します。
月額 990 円の利用料がかかります。

筑紫小学校ＰＴＡ規約（案）

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　　この会は「筑紫小学校ＰＴＡ」という任意団体である。

（事務局）

第２条　　この会の事務局を筑紫小学校内に置く。

第２章　　目的及び活動

（目的）

第３条　　この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域において、児童の健全な成長を図ることにより児童の福祉を増進すると共に、教育の振興を進めることを目的とする。

（活動）

第４条　　この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）　家庭と学校と地域の緊密な連携によって児童の健全な育成に資する事業を行う。

（２）　学校教育の伸展のために援助をする。

（３）　児童の教育環境の向上に努める。

（４）　会員に対する学習や啓発を行う。

（５）　その他目的の達成のための事業を行う。

第３章　　方　　針

（方針）

第５条　　この会は、自立し民主的に運営される団体として次の方針に従って活動する。

（１）　児童の教育の向上及び地域社会の向上のために活動する、他の団体及び機関と協力する。

（２）　特定の政党や宗教を支持しない。

（３）　営利を目的とする行為は行わない。

（４）　他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。

（５）　この会または役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

（６）　学校教育にみだりに干渉しない。

第４章　会　　員

（会員の構成）

第６条　　この会の会員になることが出来るものは、次に掲げるもののうち、所定の入会申込書を提出したものとする。

（１）　筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずるもの

（２）　筑紫小学校に勤務する教職員

（３）　この会の目的に賛同するもので運営委員会が特に認めたものとする。

２　この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。但し上記の資格を喪失することによる退会はこの限りではない。

（会員の義務と権利）

第７条　　会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。

（１）　　会員は総会で定められた会費を納めるものとする。

（２）　　会員はＰＴＡ活動に参加できる時に参加することが出来る。

第５章　　会　　計

（経費）

第８条　　この会の活動に要する経費は、会費及びこの会の活動収入並びに寄付によって支弁する。

（予算）

第９条　　この会の予算は、毎年度総会において議決する。ただし予算に不足が生じたときは運営委員会の議決を経て補正することができる。

（決算）

第１０条　この会の決算は総会において承認を得る。

（会計年度）

第１１条　この会の会計年度は毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

第６章　　役員・顧問・会計監査員

（役員）

第１２条　この会の運営のため、次の役員を置く。

（１）　　会　長　１名

（２）　　副会長　５名以上

（３）　　書　記　２名（保護者、教職員各１名）

（４）　　会　計　１名

（任務）

第１３条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）　　会長は会務を統括し、予算を執行し、会合を招集するとともに、この会を代表する。

（２）　　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務の代理をする。

（３）　　書記は次の職務を行う。

（ア）　規約の保管に関すること。

（イ）　総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動事績の記録に関すること。

（ウ）　当該年度の人事の記録に関すること。

（エ）　会議の招集事務、通信事務の処理その他の庶務事項に関すること。

（４）　　会計は次の職務を行う。

（ア）　この会の経理事務を行い、会計監査員の監査を経て決算を報告する。

（イ）　この会の財産を管理すること。

（ウ）　予算に関すること。

（任期）

第１４条　役員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後も、後任が選任されるまでの間は、なおその職務に当たるものとする。

（役員の選任）

第１５条　役員は会員から立候補並びに推薦に基づき、本部役員が次年度の候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。

２　前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については本部役員会で選任するものとする。

この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

第１６条　この会に顧問を置くことができる。

２　顧問は会長が委嘱する。

（会計監査員）

第１７条　この会に会計監査員を２人おく。

２　会計監査員は、この会の会計を監査し、総会において報告する。

３　会計監査員については、第１４条及び第１５条の規定を準用する。

第７章　機関及び会議

（機関）

第１８条　この会に次の機関を置く。

（１）　総会

（２）　役員会

（３）　特別委員会

（総会）

第１９条　総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

２　総会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。

３　総会は次の事項について協議する。

（１）　規約の改正に関すること。

（２）　役員の承認に関すること。

（３）　会費の決定に関すること。

（４）　予算の決定、決算の承認及び活動方針に関すること。

（５）　その他運営委員会が必要と認めたもの。

４　総会は会員の２分の１以上の出席（委任状提出による委任者も含む）をもって成立する。

５　総会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

６　定期総会は毎年１回開催し、臨時総会は会員の３分の１以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたときに開催する。

（委員会）

第２０条　役員会は役員によって構成され、第３条の目的達成のため、本会の運営、および次の任務を持つ。

役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。

２　役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。

（地区委員会）

第２１条　地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童との校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本 PTA とはその目的を一にし、連携を必要とされるため、本部役員と連携を図るものとする。

（特別委員会）

第２２条　この会に特別委員会を設けることができる。

（規則）

第２３条　この会の運営の細目は規則で定める。

⑴個人情報の取扱い⑴

第２４条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附則　この規約の改正は、１９９８年5月１日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０１１年5月１日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０１２年5月２日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０１３年5月２日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０１７年5月２日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０１８年5月２日より施行する。
附則　この規約の改正は、２０２１年5月〇日より施行する。

筑紫小学校ＰＴＡ規則（案）

筑紫小学校ＰＴＡの運営の細目としてこの規則を制定する。

（事業実施実行委員会）

第１条　　各種事業に対して会長が必要と認めたときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。

（特別委員会）

第２条　前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。

（慶弔等）

第３条　この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表１に定める給付を行う。

２　　別表１の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。

（児童図書の充実）

第４条　　この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。

（旅費）

第５条　　この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。

（１）旅費の支給基準は、別表２に定めるとおりとする。

（通信費）

第６条　　この会の活動のために、通信費を支給する。

（１）通信費の支給基準は、別表３に定めるとおりとする。

附則　この規則の改正は、２０１１年５月１日より施行する。
附則　この規則の改正は、２０１２年５月２日より施行する。
附則　この規則の改正は、２０１３年５月２日より施行する。
附則　この規則の改正は、２０１６年５月２日より施行する。
附則　この規則の改正は、２０１８年５月２日より施行する。
附則　この規則の改正は、２０２１年５月〇日より施行する。

別表１　慶弔費

	死　亡	初　盆	病　気	結　婚
児　童	5,000 円	2,000 円	2,000 円 10 日以上入院	
〈通夜・会葬〉	役員 校長・教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
保護者	5,000 円	2,000 円		
〈通夜・会葬〉	役員 校長 or 教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
教職員 （配偶者）	5,000 円	2,000 円		電報
〈通夜・会葬〉	役員	役員代表 学校代表		

※表に記載している区分以外で、慶弔に関する事項が生じた場合は、役員会でその都度協議して決定する。

別表２　旅費支給基準

※往復 80ｋｍ以上の場合は、役員会にてその都度協議する。

交通費	電車等	合理的、経済的経路の経費	実費
	自家用車	往復 20km 未満	500 円
		往復 20ｋｍ以上 40ｋｍ未満	800 円
		往復 40ｋｍ以上 60ｋｍ未満	1100 円
		往復 60ｋｍ以上 80ｋｍ未満	1700 円
宿泊費	実費及び宿泊雑費（１日につき 1,000 円）を支給する。		

※有料道路・駐車料金等は、実費支給とする。（領収書添付の事）
なお、距離は、会計役員が決めるものとする。（筑紫小基点）

別表３　通信費支給基準

役員	5,000 円

筑紫小学校ＰＴＡ　個人情報取扱方法

（目的）

第１条　この個人情報取扱方法は、筑紫小学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）

第２条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（周知）

第３条　個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）

第４条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。

⑴ 会費請求、管理等のための連絡

⑵ 文書等の送付

⑶ 本会役員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）

第５条　本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、ＰＴＡ会長に書面で提出された次の事項とする。氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

（同意の取り消し）

第６条　会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

２　不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）

第７条　個人情報は、本会が適正に管理する。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供の制限）

第８条　本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

⑴ 法令に基づく場合

⑵ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

みんなちがってみんないい